

義務化された消費者教育で何をどう教えるべきか

オーガナイザ： 中西 通雄（大阪工業大学 情報科学部）

昨年施行された法律により、学校での消費者教育が義務付けられました。このセッションでは、大学における消費者教育としてどのような内容を含めるべきか、それをどのように学生に学ばせるかについて、ワールドカフェ形式で参加者の皆様と議論します。前提とする知識はとくにありませんので、次のようなキーワードに興味をお持ちの皆様の参加をお待ちしております。

**キーワード：消費者としての自立、消費者市民社会、サービス提供側の倫理、
情報倫理、職業倫理など**

「消費者教育の推進に関する法律」が昨年12月から施行されています。消費者教育は、初等中等教育においてはこれまでも様々な取り組みが行われてきました。しかし、大学等においてはいくつかの試みはあるものの、どのような内容を取りあげるべきかの議論があまり行われていません。特に情報技術が進展し、ネット被害やサイバー犯罪やネット被害が問題となっており、たとえば無警戒な利用者がブラウザのツールバーを導入することで、広義の個人情報収集されてしまうといった問題もあります。またネットを通じて容易に発言できるようになったことで、個人がステルス・マーケティングに加担してしまうこともあります。このように、情報技術あるいはインターネットにかかわるような問題は、消費者教育の中でも欠かせないものです。

大学での消費者教育は、学生が消費者として被害をうけないための教育というだけでなく、消費者として自立すること、言い換えれば一級市民としての役割を果たす義務、さらには情報サービスを提供する側のプロフェッショナルとしての倫理までも考えるべきでしょう。

■ 開催日時：9月2日（月）10:00～11:50

■（参考1）消費者教育の推進に関する法律

第十二条

国及び地方公共団体は、大学等において消費者教育が適切に行われるようにするため、大学等に対し、学生等の消費生活における被害を防止するための啓発その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

2 国及び地方公共団体は、大学等が行う前項の取組を促進するため、関係団体の協力を得つつ、学生等に対する援助に関する業務に従事する教職員に対し、研修の機会の確保、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

（参考2）大学等及び社会教育における消費者教育の指針（平成23年3月）

http://www.caa.go.jp/information/pdf/110606_5_1.pdf